

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－2－7 障害者への対応</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられているところである。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 前払式支払手段発行者の監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－2 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－2－7 障害者への対応</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられているところである。</p>